

## 令和元年第11回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和元年11月25日(月)午後1時30分から3時15分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員(12人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	野町 亜理
会長職務代理者	3番	大久保暢夫
	6番	栗山 浩和
	7番	福本 隆憲
	8番	渡辺 禎宏
	9番	山内 芳幸
	10番	有澤 節子
	11番	西岡 秀輝
	12番	樋口 なぎさ
	13番	小松 茂雄
	14番	竹内 忠吉

4. 欠席農業委員(2人)

4番	千光士伊勢男
5番	西岡 大作

5. 出席農地利用最適化推進委員(4人)

伊尾木	黒岩	栄之
井ノ口	小松	昌平
畑山	小松	光正
赤野	大野	實

6. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3第1項届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項許可申請について
議案第4号	農地法第5条第1項許可申請について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
報告第6号	農用地利用配分計画について
その他	

## 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久  
事務局次長兼振興係長 長野 顕文  
事務局農地係長 岡田 元一

## 8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、出席者数12人です。欠席委員は、4番千光士伊勢男委員、5番西岡大作委員で、所用のため欠席との連絡がございました。

次に事務の概要報告をいたします。

11月14日に、高知市で高知県農業会議臨時総会並びに下期農業委員会会長・事務局長会議が開催され、内川会長と大坪事務局長が出席しております。

11月16日に、JA高知県主催の「あきあいあい収穫祭」において農事相談会を開催し、農業者年金相談担当として大久保会長職務代理が出席し、農事相談担当として岡田係長が出席しております。

11月19日に、安芸市農業振興地域整備促進協議会が開催され、内川会長が出席しております。

11月21日から22日にかけて、広島県で中国・四国ブロック女性の農業委員会研修会が開催され、野町会長職務代理が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に栗山浩和委員及び福本隆憲委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項届出について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書1ページになります。

報告第1号、農地法第3条の3第1項届出についてですが、今回は5件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届け出しなければならなくなっているものです。

届出番号1番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり栃ノ木の2筆で、面積は全部で254㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はござい

ません。

届出番号2番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり井ノ口甲の3筆で、面積は全部で4,706㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号3番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり井ノ口甲の10筆で面積は合計で6,371㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号4番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり伊尾木及び下山の12筆で面積は合計で3,041㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号5番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり井ノ口乙の10筆で面積は全部で1,313㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思えます。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第2号農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は7ページです。今回は4件申請が提出されています。

申請番号1番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり大井甲及び黒瀬の14筆で、地目は田と畑で、面積は全部で2,747.64㎡です。

売買による所有権移転の申請でユズが作付されております。

所在地につきましては、9ページと10ページ左に地図がございます。

黒瀬丸石のこまどり温泉周辺及び江川川沿いの点在する農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

す。なお、現地につきましては11月11日に有澤節子委員と有澤光喜委員に確認していただきました。

次に申請番号2番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北乙の14筆で、地目は田と畑で、面積は全部で6,260㎡です。

10年間の使用貸借契約をする条件で親子間で更新する申請で、ナス、水稻、野菜を引き続き栽培する予定となっております。所在地につきましては、10ページ右に地図がございます。

江川横山集落の周辺に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては11月13日に西岡秀輝委員と中平秀一委員に確認していただきました。

次に申請番号3番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり黒鳥の1筆で、地目は田で、面積は2,165㎡です。

売買による所有権移転の申請でミョウガが作付されております。

所在地につきましては、11ページの左の方に地図がございます。

黒鳥集落の西に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては11月14日に渡辺禎宏委員と川島一義委員に確認していただきました。

次に申請番号4番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり黒鳥の1筆で、地目は田で、面積は全部で2,691㎡です。

売買による所有権移転の申請でナスを作付する予定をしております。

所在地につきましては、11ページの右の方に地図がございます。

安芸市消防防災センターの西に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては11月14日に渡辺禎宏委員と川島一義委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番は有澤節子委員、申請番号2番は西岡秀輝委員、申請番号3番と4番は渡辺禎宏委員、お願いします。

10番有澤委員 11月11日に長野さんと有澤委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

11番西岡委員 11月13日に長野さんと中平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

8番渡辺委員 11月14日に長野君と川島委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請については、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、報告第3号、農地法第18条第6項解約通知報告について、事務局が説明いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（岡田） 議案第3号の4条申請について説明いたします。今回は1件申請が提出されております。

議案書は12ページをご覧ください。

申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は墓地の建立整備です。

農地の転用は1筆で面積は12㎡です。13ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は穴内川の西の国道から穴内六丁集落に上がっていく途中にある農地です。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第1種農地であると判断しています。理由は、10ha以上の集団農地に含まれる農地であるためです。第1種農地は原則、農地転用ができないことになっていますが、転用者の住居が国道の南にあり、集落接続性が保てるため転用が可能となると認められます。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。申請理由については、現在の墓地が高規格道路の延伸にともない立ち退きとなることから、その移転先として選んでいます。移転前の墓地から僅かな距離の移転であり、参拝や管理に支障がないことから当該申請地を選定したというものであります。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預貯金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、墓地建設用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は農地であるが隣地同意書が提出されています。西側及び南側は山林であります。北側は農地であります。隣地同意書が提出されています。雨水は地中浸透により処理する計画で、排水を生じる施設等は設置しません。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。なお、現地確認は令和元年11月13日に竹内忠吉委員、長野榮徳委員にいただきました。

以上でございます。

議長

現地確認委員の報告を竹内忠吉委員、お願いします。

14番竹内委員

11月13日に岡田君と長野委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長

それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(岡田) 議案第4号の5条申請について説明いたします。今回は4件申請が提出されております。

議案書は14ページをご覧ください。

申請番号1番のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は自己住宅の建築です。

農地の転用は1筆で面積は232㎡です。15ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は伊尾木地区でありまして伊尾木公民館の北東約100mの位置にあります。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、第1種農地であると判断しています。理由は、10ha以上の集団農地に含まれる農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在の住居が高規格道路の延伸にともない立ち退きとなることから、その移転先として、高台にあり南海トラフ地震による津波の影響が少ないと考えられることから当該申請地を選定したというものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、申請者の融資証明書を確認し、資金面で問題はないと判断しています。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用が確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、自己住宅建設用地として妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は農地であります隣地同意書が提出されています。西側及び南側は山林、北側は農地であります隣地同意書が提出されています。浄化槽で浄化した生活排水は雨水と合わせて北側の市道側溝に排水する計画でありまして、伊尾木岡台土地改良区からも転用事業について同意する旨の意見書が提出されています。これらのことから転用事業の実施

による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。現地確認は令和元年11月12日に内川昭二会長、黒岩榮之委員にさせていただきました。

続きまして、申請番号2番のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は診療所の建築です。

農地の転用は2筆で面積は全部で1,982㎡です。16ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は安芸駅から北へ約430mの市道安芸伊尾木線の南側の位置にあります。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第2種農地であると判断しています。理由は鉄道の駅から概ね500m以内の農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在の診療所が高規格道路の延伸にともない立ち退きとなることから、その移転先として選びました。移転前の診療所から地理的に近く、利用者に不便がかからないことから当該申請地を選定したというものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては融資資料を確認し、資金面で問題はないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用が確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、診療所建築用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は今回同時申請している転用申請地（整理番号3番）及び譲渡人所有農地であります。西側及び南側は農地であります。隣地同意書が提出されています。北側は市道を挟んで農地であります。隣地同意書が提出されています。雨水は西側の水路に排水し、生活排水については下水道に接続して排水する計画であります。また、栃ノ木堰土地改良区からは転用事業について同意する旨の意見書が提出されています。こ



これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。なお、現地確認は令和元年11月14日に渡辺禎宏委員、川島一義委員にいただきました。

続きまして、申請番号3番のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は薬局の建築です。

農地の転用は1筆で面積は661㎡です。16ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は安芸駅から北へ約430mの市道安芸伊尾木線の南側の位置にあります。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第2種農地であると判断しています。理由は鉄道の駅から概ね500m以内の農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、隣接する診療所と一体として運営してきましたが、その診療所が高規格道路の延伸にともない立ち退きとなることから、利用者の利便性を維持するために移転を決めたというものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては残高証明書を確認し、資金面で問題はないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用が確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、薬局建築用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は譲渡人所有農地及び隣地同意書が提出された農地であります。西側は今回同時申請している転用申請地（整理番号2番）であります。南側及び市道を挟んだ北側は農地であります。隣地同意書が提出されています。雨水は北側の水路に排水し、生活排水については下水道に接続して排水する計画であります。また、栃ノ木堰土地改良区からは転用

事業について同意する旨の意見書が提出されています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましても、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましても、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましても、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。なお、現地確認は令和元年11月14日に渡辺禎宏委員、川島一義委員にいただきました。

続きまして、申請番号4番のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は墓地の建立です。

農地の転用は1筆で面積は59㎡です。17ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は穴内小学校の東にある穴内西地集落の南の位置にあります。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、自宅に近く参拝・管理に適していることから当該申請地を選定したというものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましても預貯金通帳の写しを確認し、資金面で問題はないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましても、現地調査、申請書類確認の結果、転用が確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましても、土地利用計画図が提出されていて、墓地建立用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてもご説明します。当該申請地の東側、西側、南側、北側は農地ですが隣地同意書が提出されています。雨水は地中浸透により処理する計画で、排水を生じる施設等は設置しません。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましても、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましても、都市計画区

域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。なお、現地確認は令和元年11月13日に竹内忠吉委員、長野榮徳委員にさせていただきました。以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は私が行います。申請番号2番と3番は渡辺禎宏委員、申請番号4番は竹内忠吉委員、お願いします。

1 1 番内川委員 11月12日に岡田君と黒岩委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

8 番渡辺委員 申請番号2番、3番ともに岡田君と川島委員と確認してきました。11月14日に確認し、説明どおり間違いありません。

1 4 番竹内委員 11月13日に岡田君と長野委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。  
(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。  
続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は18ページになります。

まず、申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり入河内の農地4筆で、地目は田で、面積は全部で1,459㎡です。ユズが作付されており、3年間の賃貸借契約をし、賃借料は全部で100,000円の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、21ページに地図がございます。入河内集落の東にある伊尾木川沿いに位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり伊尾木の農地1筆で、地目は田で、面積は1,067㎡です。ナスを栽培しており、10年間の賃貸借契約をし、賃借料は、

10a当たり2等米7俵代の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、22ページ左に地図がございます。伊尾木小学校の北に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は2,998㎡です。水稻を栽培する予定をしており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は40,000円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、22ページ右に地図がございます。川北片町集落の西に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号4番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり穴内甲の農地1筆で、地目は田で、面積は451㎡です。野菜を栽培しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10,000円の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、23ページ左に地図がございます。穴内六丁集落に隣接する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号5番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり黒鳥の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で1,943㎡です。

次に、申請番号6番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり黒鳥の農地1筆で、地目は田で、面積は1,176㎡です。

申請番号5番、6番共に野菜等苗を栽培しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり2等米6俵代の条件で更新する計画です。

申請番号5番及び6番の所在地につきましては、23ページ右に地図がございます。黒鳥植野集落の北に位置する農地です。

申請番号5番と6番は借受人が同じなので農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、一緒に判断します。事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号7番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、

申請地も記載どおり僧津及び井ノ口甲の農地 2 筆で、地目は田で、面積は全部で2,693㎡です。水稻を作付する予定をしており、3年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり米1俵現物払いの条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、24ページに地図がございます。僧津集落の北にある僧津地区ほ場整備区域内に位置する農地と井ノローノ宮集落の東に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしてありますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号8番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり僧津の農地1筆で、地目は田で、面積は426㎡です。野菜を栽培しており、5年間の使用賃貸借契約をし、賃借料は無償の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、24ページに地図がございます。僧津集落の北に隣接する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしてありますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号9番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり僧津の農地1筆で、地目は田で、面積は1,703㎡です。

次に、申請番号10番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり僧津の農地1筆で、地目は田で、面積は1,001㎡です。

次に、申請番号11番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり僧津の農地1筆で、地目は田で、面積は702㎡です。

申請番号9番から11番は葉タバコを栽培しており、1年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり2等米3俵代の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、24ページに地図がございます。僧津集落の北にある僧津地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

次に、申請番号12番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,596㎡です。

水稻を栽培しており、1年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり2等米1俵代の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、25ページ右に地図がございます。土居野

良時計の西の方に位置する農地です。

申請番号9番から12番は借受人が同じなので農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、一緒に判断します。事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号13番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,371㎡です。水稻を作付しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり2等米1俵代の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、25ページに地図がございます。安芸集出荷場の北に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号14番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で3,501㎡です。水稻を作付する予定をしており、1年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり2等米1俵代の条件で再設定する計画です。

所在地につきましては、26ページに地図がございます。土居下中集落の西に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号15番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は728㎡です。水稻を作付しており、5年間の使用賃貸借契約をし、賃借料は、無償の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、26ページに地図がございます。土居の春日地区ほ場整備地域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号16番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北乙の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で3,994㎡です。水稻及びユズを栽培する予定をしており、10年間の使用賃貸借契約をし、賃借料は、無償の条件で親子間で新規設定する計画です。

所在地につきましては、27ページ左に地図がございます。江川折坂集落の西に位置する農地と江川向島ほ場整備地域内に位置する農地

です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次の申請番号17番は、農地中間管理事業を活用した案件となります。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は2,109㎡です。作物は転借人が水稲を作付する予定をしており、10年間の賃貸借契約をし、賃借料は25,000円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、27ページ右に地図がございます。土居廓中ふるさと館の南にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 別になければ、採決いたします。議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして報告第6号、農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書28ページになります。

報告第6号、農用地利用配分計画について説明いたします。今回は1件提出されております。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆、地目は田で、面積は2,193㎡です。ナスを栽培する予定をしており、約10年間の賃貸借契約をし、賃借料は74,600円の条件で設定する計画です。このたび、10月28日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第6号について、質問、意見等がございましたらよろしくお願ひいたします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（長野）来月の定例会は12月25日の水曜日の午後1時30分より行いますので出席をお願いします。

その会の中で農業者年金の研修会を行います。県農業会議の常設委員会の日程と重なったので、2月の定例会を2月26日開催に変更します。また、県農業会議より農業委員等の綱紀肅正について通知が再度、別紙のとおりありましたので非常勤の公務員としての自覚を持って職務を実施するようお願いします。

来年は農業委員等の改選の年です。3月に候補者の募集を行いますので、各地区での周知と準備をお願いします。

事務局（岡田）各委員さんをお願いして農地の利用状況調査を実施していただきました。その結果を基に農地利用意向調査を行います。県農業会議より災害義援金について別紙のとおり通知がきました。寄付をする方は個別に指定口座に振込ようお願いします。

議長 以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。